

指定生活介護事業所 あくてい 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人虹の会（以下「事業者」という。）が設置するあくてい（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 あくてい

(2) 所在地 福井県福井市花堂中一丁目18番24号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員の管理、事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように

支援する上での適切な支援内容を検討すること。

イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する事業以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、事業の目標及びその達成時期、事業を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。

ウ 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。

エ 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。

オ 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

カ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

キ 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 医師 1名（嘱託医）

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護師 1名（非常勤）

看護師は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 生活支援員 市条例により定められた人員配置基準以上

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする（指定した土曜日を含む。）。ただし、当該月数から8日を引いた原則の日数を超えず、休業日は年間カレンダーで示し事業所が指定する日とする。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後4時45分までとする。ただし、事業所の状況に応じて

短縮することができる。

(3) サービス提供時間

営業日の午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、状況に応じて時間の変更もあり得る。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は20名とする。

(指定生活介護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において事業を提供する主たる対象者は、知的障害者（18歳未満の者を除く）とする。

(指定生活介護の内容)

第8条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
 - (2) 食事の提供
 - (3) シャワー浴又は清拭（下肢の重度障害者等）
 - (4) 身体等の介護
 - (5) 創作的活動等（創作的活動、音楽活動、健康的活動、レクリエーション活動）
 - (6) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
 - (7) 生活相談
 - (8) 健康管理
 - (9) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- (2) から (8) に付帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業を提供した際には、利用者から当該事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない事業を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。この場合、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前2項の他、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

昼食 1食につき400円

- ただし、食事提供体制加算対象者（低所得者軽減措置適用）は、無料とする。
- (2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- (3) 送迎サービスの提供に係る費用
- 通所送迎サービス 1か月（片道）750円・1回（片道）100円
（ただし、本体報酬への送迎加算算定期間中上記費用の徴収は行わない。）
- 個別送迎サービス 1回（片道）200円
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（通常事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、福井市とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 利用者は、サービスの利用にあたっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者は、事業所のサービスを利用することにより、自らの生活活動意欲並びに自立心を高め、個々に掲げる目標達成に日々努力を怠ってはならない。
- (2) 利用者は、契約書及び重要事項説明書等に記載されている事項について遵守しなければならない。

（利用者負担額等に係る管理）

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 事業の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(感染症対策)

第15条 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施するものとする。

(業務継続計画)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならないものとする。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

2 前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとする。

（苦情解決）

第17条 提供した事業に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等苦情解決に関する体制を整備し、提示するなど利用者等に周知徹底を図るものとする。

2 提供した事業に関し、法第10条第1項の規定により市町が、また、法第48条第1項の規定により福井県知事又は市町長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の調査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町又は、福井県知事及び市町長が行う調査に協力するとともに、市町又は、福井県知事及び市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営化適正委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第18条 事業所は、その業務上知りえた利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知りえた利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第19条 事業所は、利用者の虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 従業者への研修を実施するものとする。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(3) 虐待の防止等のための責任者を設置するものとする。

(身体拘束等に関する事項)

第20条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

- 2 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
- 5 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとする。

(ハラスメント対策)

第21条 適切なサービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があつて業務上必要かつ相当な範囲を超えてものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 事業所の年間研修計画に基づく
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、事業の利用について市町又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

平成29年 4月 1日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

平成31年 3月 1日 一部改正

令和 元年 5月27日 一部改正

令和 3年 7月15日 一部改正